

右の議案を提出する。

令和五年十一月二十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次
のよう改正する。

江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次
のように改正する。
別表第二生活振興部の表二の項及び三の項を次のよう改める。

二 戸籍法（昭和二十二年法律
第二百二十四号）第十条第一

戶籍證明交付
手數料

1

個人・一部
書（全部）
録事項証明
戸籍の記

とき 証明申請の

おいて準用する場合を含む。)
第一百二十条第一項、第一百二十条の
二第一項、第一百二十条の
三第一項及び第二項、第一百二
十条の六第一項並びに第一百二
十六条の規定に基づく証明書
等の交付又は発行

（多機能端末機を利用する戸籍の登録事項証明書の全部）の個人

4 3 2
七 一 の 人 へ 事 戸 四 一 抄 本 三 一 あ 付
除 百 通 交 全 項 籍 除 百 通 本 若 戸 五百 通 に つ の 場
か 五 に 付 一 部 証 の か 五 に つ の し く 簿 に つ
れ 十 つ 部 一 明 記 れ 十 に つ く は 謄 に
た 円 き 一 個 書 錄 た 円 き 付 は に

6 5
四 件 証 書 関 し 戸 三 件 証 明 に 載 七 一 本 若
百 に 明 の す た 籍 除 百 に 明 書 関 し 戸 百 通 の し
五 つ 事 交 る 事 に か 五 つ 事 の す た 籍 五 に 交 く
十 き 項 付 証 項 記 れ 十 き 項 交 る 事 に 十 つ 付 は
円 一 明 に 載 た 円 一 付 証 項 記 円 き 抄

の縁組婚（三一書内書明た類受の書受く
届又、、婚百通の容等書事に理他、理は届
出は養養姻五に交の情又項記し区届の申出
の認子子、十つ付証報はの載た長書証請若
受知離縁離円き明の届証し書のそ明のし

件識明戸の用証百にて場紙に定法請理
に別書籍発識明戸円つは合をよめ務求に
四つ符提電行別書籍～き、に用るる省につ
百き号供子符提電千一あい上様令よい
円一用証号供子四通つる質式でりて、

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）（平成十四年法律第一百五十一号）

行方を報す同規定が明戸発場発識明戸。お戸に
わ法使処る項定が明戸発場発識明戸。お戸に
れに用理電にに同書籍行合行別書籍一いこ
たよす組子規よりの請子係行符号提供電子にての
場りる織情定りの請子係行符号提供電子によ同表

件識明除の用証収手當合求は謄又人へ事
に別書籍發識明除し數該にを抄本は・全項
つ符提電行別書籍な料發お行本若戸一部証
き号供子符提電いを行けうのし籍一部・明
一用証号供子。徵はる場請くのく個書

行号供子よす組織子規定条りの規すする推進した技術へ
うの用証りる情報を定第同規定条第法第規定に等行政を情報へ
發識明除方法を報す一項法第一項にによ法律第一項に活用百
場行別書籍法使処る電に用理電にによ法律第一項に活用百
合を符提電に用理電にによ法律第一項に活用百
円

に符提電行けるたよりする組織情報を規定よりの請求電子係に
係号供子及る。場りる組織情報を規定よりの請求電子係に
るの用証び當一合行方を報する同規定が明除発
除発識明除該ににわ法を使処る項規定が明除発
籍行別書籍發お限れに用理電にに同書籍行

抄本た又個人明記され明の事が電子のとにうの電子
本若戸は人書録たす事項が証子当同者當者請求
のし籍除・(事戸る項と明証該同該が請求
請求くのか一全項籍除を同する明除籍以上同時
求は贋れ部部証のか証一る書籍上請求行書

(説明)

供用識別符号等の発行に係る事務手数料を新設するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。